

Q & A

なぜ、条例を改正したの？

改正前条例の附則の規定に基づき設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」からの令和5年3月の意見のとりまとめを踏まえ、実効性のある施策にとりくむため、必要な規定を追加することとしました。



どうして不当な差別的言動だけを削除要請等の対象にするの？

削除要請等を行うにあたって、特定個人等への誹謗中傷は違法性の判断に課題があることや、明らかに不当な差別的言動であると判断できるものを対象とするなど慎重な対応が求められる、との有識者会議の意見を踏まえ、改正条例では不当な差別的言動を対象としています。

府民がネット上で誹謗中傷の被害を受けた場合には、府が設置する専門の相談窓口において、積極的に支援をしていきます。

なぜ、事業者の責務を規定したの？

幅広い世代でのインターネットリテラシーの向上をはかるため、また、事業者の社会的責任も踏まえ、努力義務として事業者の責務を規定しました。

ネット上の人権侵害についてどこに相談したらいいの？

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口を開設しています。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。



L I N E による
相談はこちちら！



詳しくはポータル
サイトへ！



■相談時間 月曜日から土曜日 16時から22時
第2日曜日 13時から18時

祝日及び
年末年始
を除く

■電話番号 06-6760-4013

※弁護士等への無料相談も実施します。



府民文化部人権局
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）38階
大阪府 インターネット 人権



大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の
人権侵害のない社会づくり条例
改正しました

令和5年10月30日施行
(一部は令和6年4月1日施行)



大阪府広報担当副知事 ひづるん

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正のポイント

インターネットは、便利なツールですが、使い方によっては、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自らの命を絶ってしまう事態を招くこともあります。

府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創りましょう。

条例改正のあらまし

この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざしています。

条例改正では、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダ事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うに当たって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加しました。



条例の内容
はこちら



ここが大切！～条例改正のポイント～

①不当な差別的言動の定義 (第2条第1号)	削除要請等や説示・助言の対象となる「不当な差別的言動」について、人種等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動や当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発すると判断できる言動をいいます。
②事業者の責務 (第6条)	事業者は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策へ協力するよう努めるものとします。
③プロバイダ事業者等への削除要請等 (第12条)	被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行っても情報が削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるなど必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができるものとします。
④情報を発信・拡散した者への説示・助言 (第13条)	プロバイダ事業者等へ削除要請等を行ってもなお情報が削除されず、不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認めるときは、府は、その者に対し、情報の削除に向けた説示・助言を行うことができるものとします。
⑤大阪府人権施策推進審議会への諮問 (第15条)	削除要請等や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方、インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証等について、審議会の意見を聞くものとします。

※①②は令和5年10月30日施行、③～⑤は令和6年4月1日施行（ただし、⑤は施行日前に諮問及び必要な手続き等を行うことができます。）